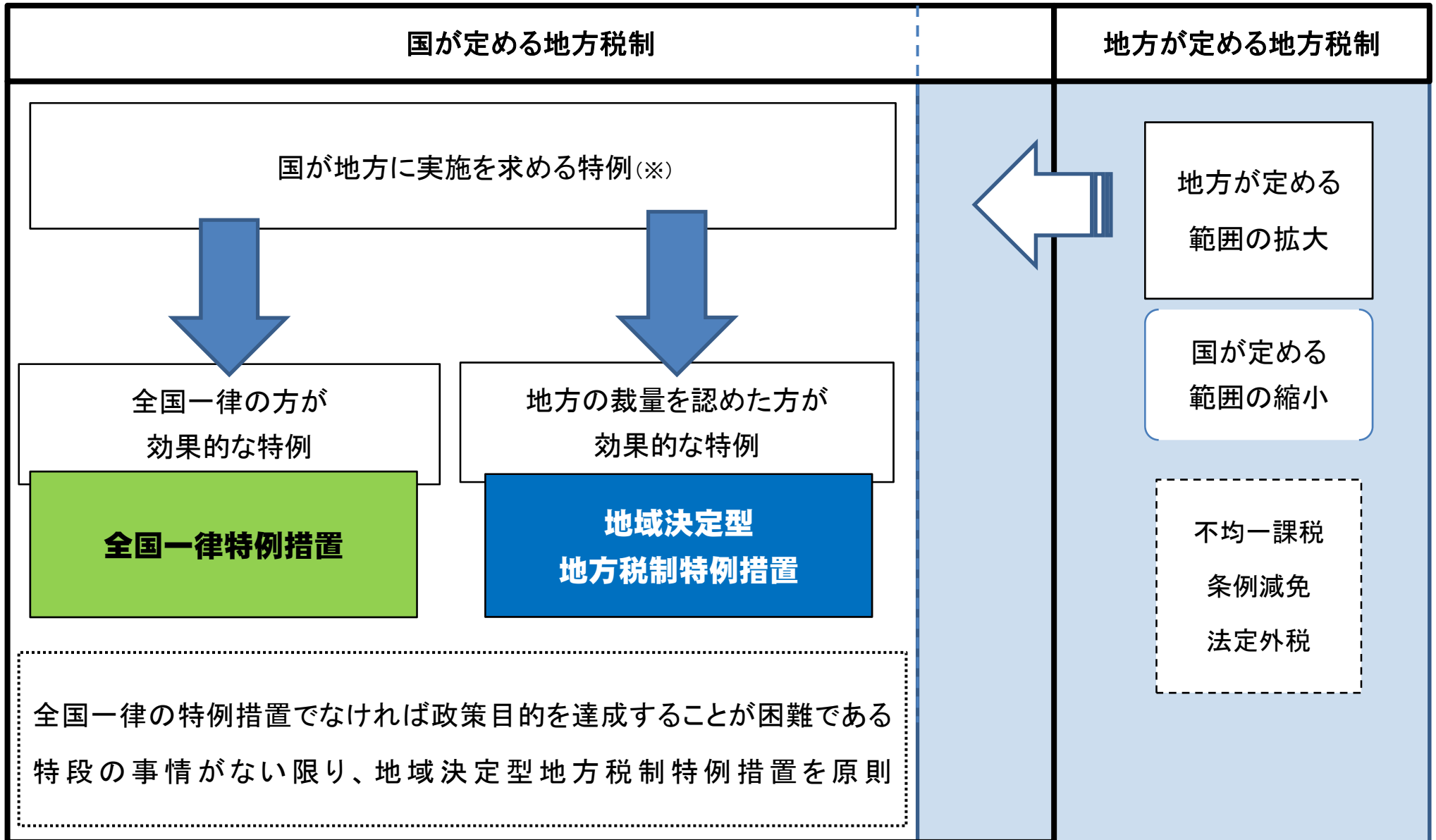


参 考 資 料

1 わがまち特例について

地域決定型地方税制特例措置の導入による地方税法に定める特例措置のあり方の見直し 【資料2】



※特定の政策目的を有する措置及び租税政策の観点から講じる措置

特例措置の主要構成要素

(①税負担軽減の条件：特例対象)

特定の対象物等の取得・保有
特定の支出の実施 等

(②税負担軽減の期間：特例期間)

○年間、特例措置を継続
※期間の定めがないものもある。

(③税負担軽減の程度：特例割合)

課税標準や税額から
一定額を減額 等

条
例
委
任
の
対
象

＜基本的考え方＞

これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施。

- (1) 特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例割合について条例委任することを基本とする。
- (2) 特例割合等を条例委任する際には、「法律で示す一定の特例割合等」及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設ける。
- (3) (2)の上限・下限のあり方は、地域決定型地方税制特例措置方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討する。

※ 課税標準特例・税額特例の区別無く、地域決定型地方税制特例措置を導入。

※ 「法律で示す一定の特例割合等」は、「参酌すべき基準」と位置付けることを基本とする。

合理性が低下したと考えられる固定資産税・都市計画税の特例の見直し(案)その2

C 新築住宅特例<一般分・長期優良分>について(新築住宅に係る税額を、一定期間、1/2減額する措置)

(見直しの考え方)

所得税・住民税の住宅ローン控除等と同様に特例対象を自己居住用の新築住宅に限定してはどうか。
住宅をめぐる状況が地域によって様々であることから、「わがまち特例方式」を導入してはどうか。

※新築住宅特例は、都市計画税には適用無し。

【特例対象の限定イメージ】 (初年度：－ 平年度：0.03兆円程度)

新築住宅特例の対象 ※()内は新築住宅に占める割合<推計値>	
現行	自己居住用住宅(約80%) 賃貸用の住宅・マンション等(約20%)
見直し案	自己居住用住宅(約80%) 対象外

※()内は住宅着工統計に基づく推計値(床面積ベース)。自己居住用住宅は持家・分譲住宅の合計、賃貸用の住宅・マンション等は貸家・給与住宅の合計とした。

【わがまち特例の導入イメージ】

一般住宅の場合	
特例割合	1/2減額
特例期間	3年

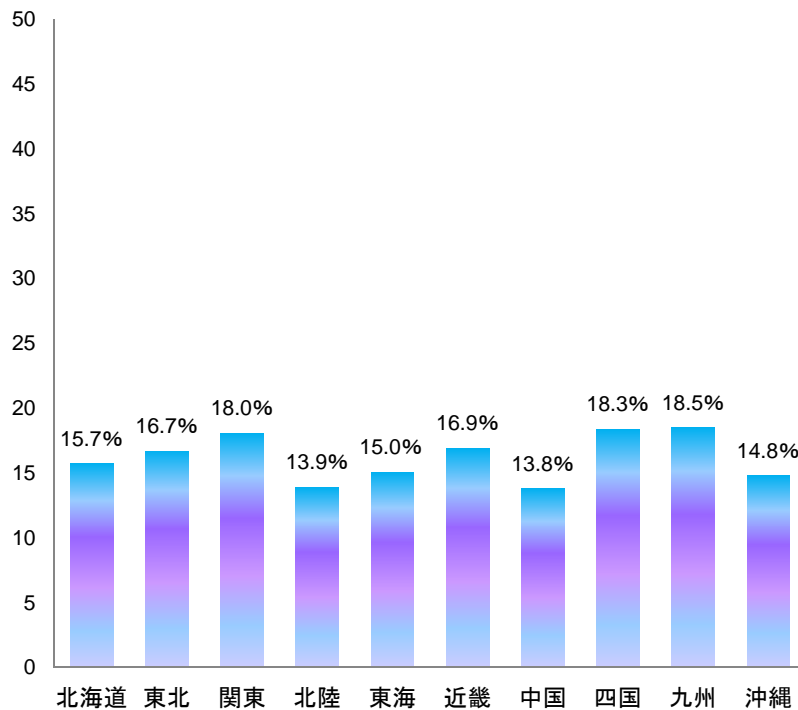


特例期間・特例割合を条例委任(上限・下限あり)

- ・この措置は、約60年にわたり適用され、どの地域でも国民は1/2減額をまさに「本則」として認識。
- ・住宅の確保、住生活の安定、住宅の耐震化等は、全国的に取り組むべき課題。国税、予算措置等を含め、全国的な政策として国を挙げて支援している中で、本減額措置のみを地方の裁量に委ねるといふ性格のものではない。居住する市町村によって税負担に格差が生じるのは国民にとって不都合。

○住居費負担は全地域でほぼ同一の高い水準

【圏域別 住宅ローン負担率】

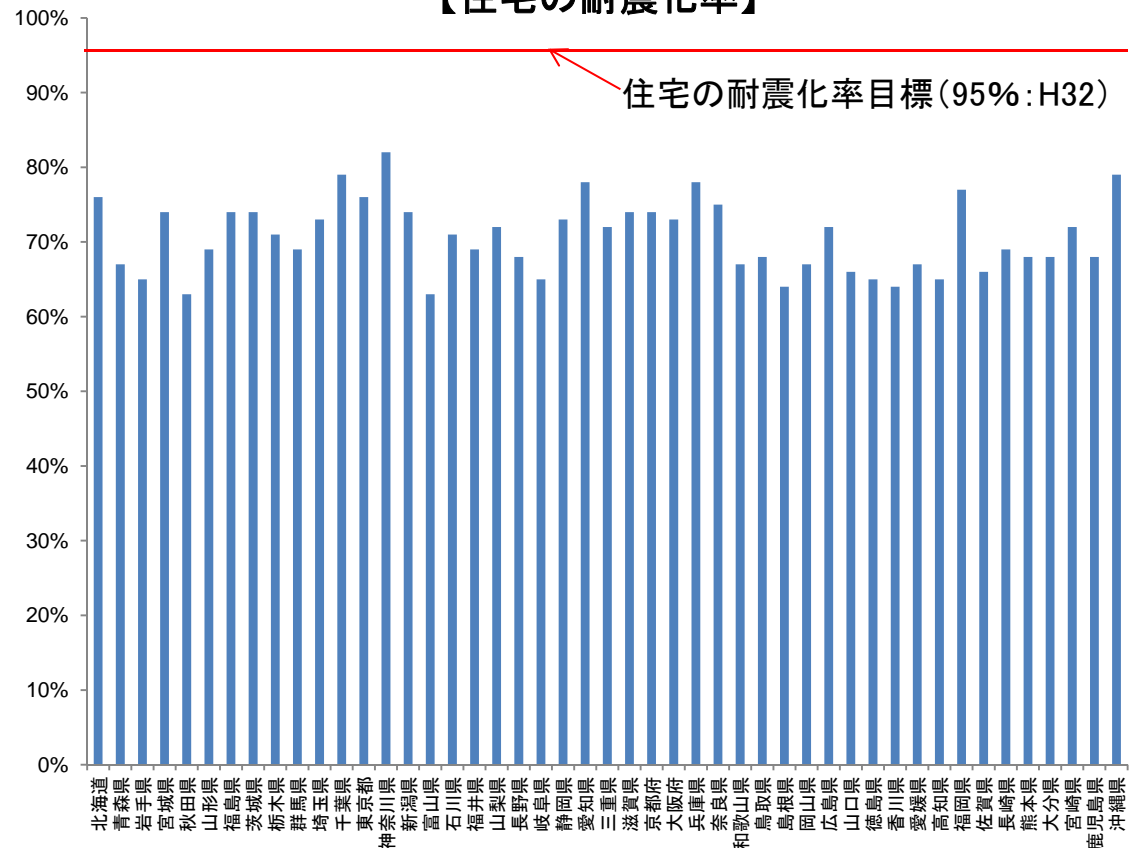


(資料) 2010年総務省家計調査より作成

(注) 住宅ローン負担率 = 土地家屋借金返済額 / 実収入
住宅ローン返済中の二人以上の勤労者世帯における、1ヶ月間の収入と支出より算出

○住宅の耐震化率は目標達成に向け全国的に底上げが必要

【住宅の耐震化率】



(資料) 各都道府県の耐震改修促進計画より国土交通省作成

わがまち特例の導入例【固定資産税】

特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

○特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為(土地の形質変更、舗装等)を行う者が、新たに取得した雨水貯留浸透施設に対して講じる特例措置を3年延長。

特例対象	特例内容
雨水貯留浸透施設	課税標準の軽減率について、 <u>2/3</u> を参酌し、 <u>1/2</u> 以上 <u>5/6</u> 以下の範囲で条例で定める割合

※特定都市河川・・・都市部を流れる河川のうち、国土交通大臣、都道府県知事が流域の区域を含む市町村長等の意見を聴取し、区間・流域を指定。

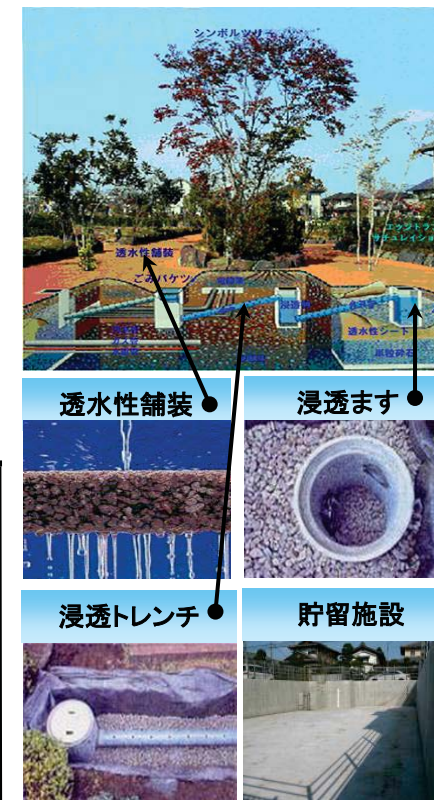
(適用見込件数(対象工事数):496件、減収見込額:0.3億円(参酌基準とした場合の推計))

下水道除害施設に係る課税標準の特例措置

○公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対して講じる特例措置を3年延長。

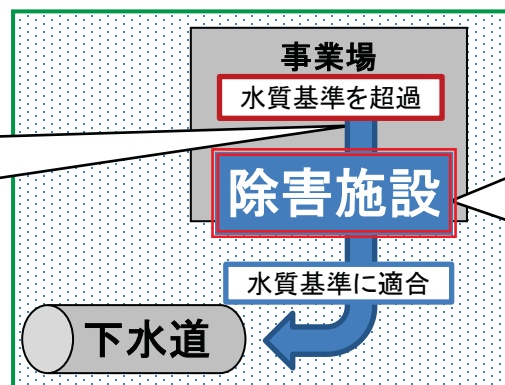
特例対象	特例内容
下水道除害施設	課税標準の軽減率について、 <u>3/4</u> を参酌し、 <u>2/3</u> 以上 <u>5/6</u> 以下の範囲で条例で定める割合

雨水貯留浸透施設具体例



除害施設と水質保全の仕組み

除害施設が必要な排水
 ・高温排水(45℃以上)
 ・強酸・強アルカリ排水
 ・水質汚濁防止法等の水質基準に不適合等



市町村が、設置を条例で義務づけ

(例)



→酸性又はアルカリ性の排水を中性化



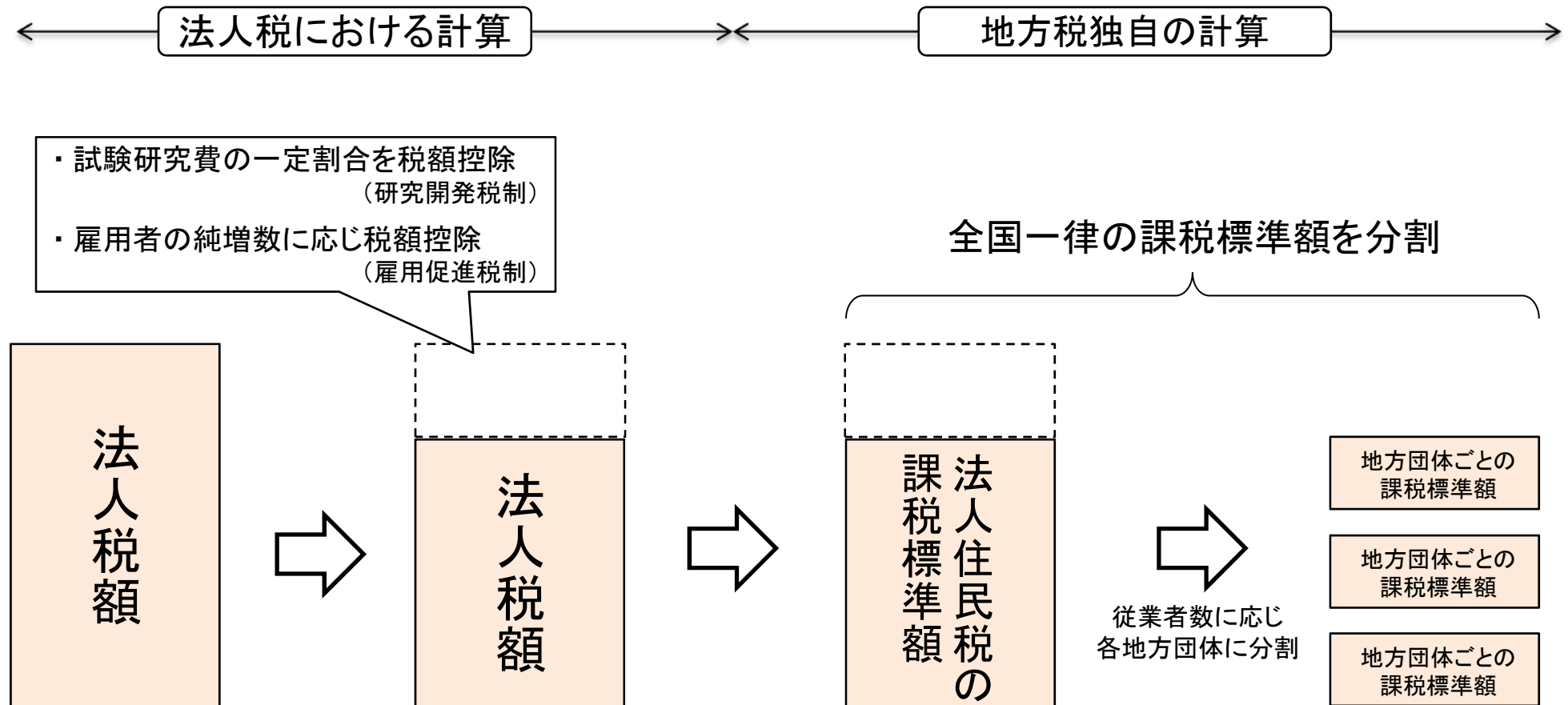
→油脂や浮遊物質を除去

(適用見込件数(新規設置件数):3,436件、減収見込額:5.65億円(参酌基準とした場合の推計))

課税標準を分割する場合について(法人住民税・法人事業税)

- 現行制度上、複数の地方団体において事業を行う法人等については、法人等の活動全体に着目して各種の特例を適用した上で、全国一律の課税標準額を各地方団体に分割する仕組みとなっており、わがまち特例には馴染まないのではないか。

<税額計算のイメージ(法人住民税法人税割の場合)>



課税標準を配分等する場合について(固定資産税関係)

① 大臣・知事配分資産

→ 複数市町村にわたる資産について全体として価格等を決定すべきものとされている大臣・知事配分資産は、各市町村毎に特例割合を定めるわがまち特例には馴染まないのではないか。

※ なお、わがまち特例導入済の特例措置2件については、大臣・知事配分資産の場合には参酌基準と同じ特例割合を適用するよう法的に措置。

② 大規模償却資産

→ 大規模償却資産に該当した場合、市町村が特例割合を変えても市町村の課税額には影響しない一方で、道府県の課税額が増減するなどの問題が生じる。このことについてどう考えるか。

大臣・知事配分資産とわがまち特例

大臣・知事配分資産とは


下記の固定資産については、各市町村長ではなく総務大臣又は道府県知事が、その評価を行い、関係市町村に価格等（価格及び特例割合を適用した額）を配分。市町村長はその価格等によって固定資産税を賦課徴収。

- ① 船舶や航空機などの移動性償却資産や可動性償却資産で2以上の市町村にわたって使用されるもののうち総務大臣が指定するもの
- ② 鉄道事業、電気事業などの用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの

※ 価格等の配分については、「地方税法第389条第1項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則」に規定する方法によることとされている。例えば、船舶は入港回数によって、鉄道事業は単線換算キロ数によって、関係市町村に配分される。

大臣・知事配分とする理由

- ① 船舶、車両等の償却資産で、その使用実態が一市町村内に定置するに止まらず、数市町村にわたるものについては、主たる定置場等が所在する市町村で全額課税するという原則によらずに資産を関係市町村に配分し、税収入の応益的な帰属を図る必要がある。
- ② 鉄軌道、発電施設等の固定資産や2以上の市町村にわたって所在する固定資産は、資産全体で機能を果たしているものであり、これを所在市町村がそれぞれ当該市町村に所在する部分について評価することとなれば、その固定資産の性格上適正な評価をすることは到底困難であるので、全体を一体のものとして評価する必要がある。

- 
- 各市町村毎ではなく全体として価格等（価格及び特例割合を適用した額）を決定すべきとされている大臣・知事配分資産について、わがまち特例導入によって、各市町村毎に資産を分割して各々の特例割合を適用することは困難

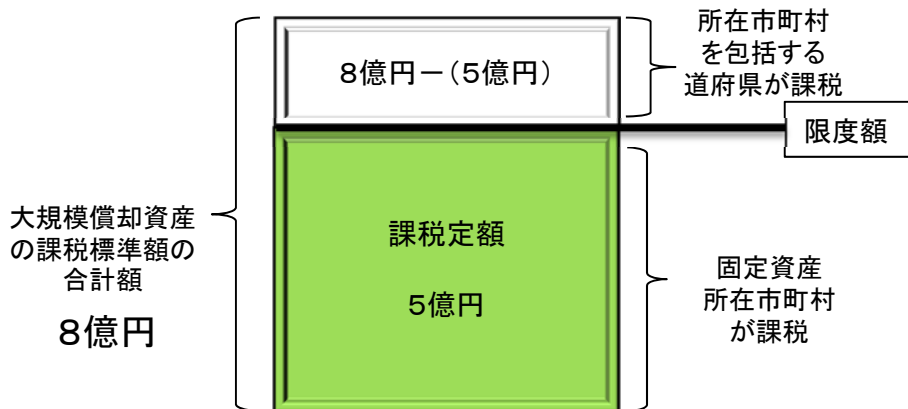
大規模償却資産とわがまち特例

○ 現行の大規模償却資産制度においては「わがまち特例」により道府県の課税額が影響を受ける。

制度の概要

- 大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価額の合計額が課税定額（人口規模に応じて規定される金額。例えば、人口5千人未満の市町村の場合は5億円。）を超えるものをいう。
- 大規模償却資産に市町村が課税しうる限度額を定め、その限度額を超える部分については道府県において課税することとされている。

【 人口5千人未満の町村の場合の課税例 】

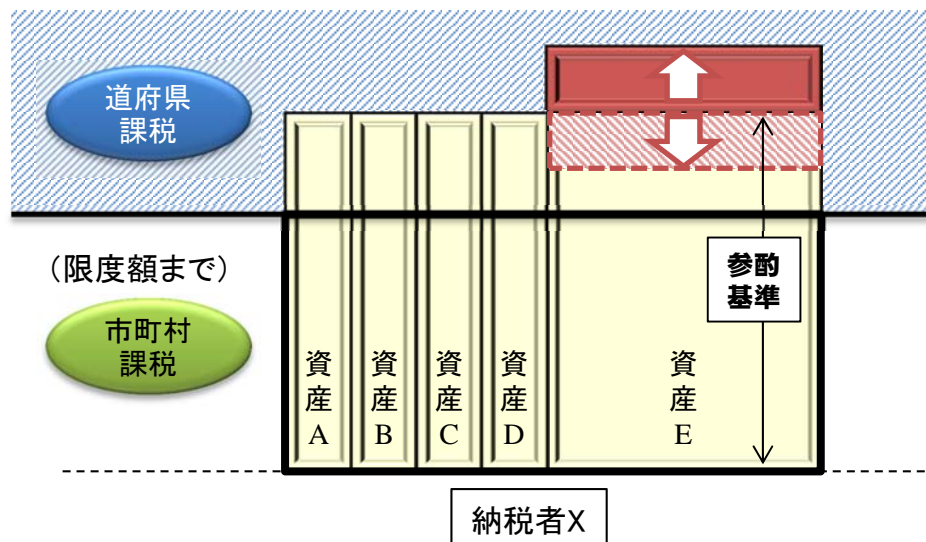


※ 大規模償却資産制度は、指定都市及び東京都特別区については適用されない。

※ 課税定額は市町村の財政状況に応じて増額される。

参酌基準よりも高い(低い)特例割合を市町村の条例で定めた場合

納税者Xが、償却資産A~D及びわがまち特例の適用のある償却資産Eを所有し、これらの価額の合計額が限度額を超えて大規模償却資産に該当する場合。



<以下の点について、どう考えるか>

- ・ 市町村が参酌基準よりも高い(低い)特例割合を定めた結果、市町村課税分ではなく道府県課税分が増加(減少)。市町村の意思により、道府県の課税権に影響を与える。
- ・ 交付税の基準財政収入額は、参酌基準で算定するものと整理されているところ。この場合に、市町村分は限度額で、道府県分は参酌基準による課税相当額で算定するとすれば、増加額分(減少額分)は道府県の財源増(財源減)となる。

2 法定外税の新設・変更への 関与の見直し

法定外税の状況

(件数は平成22年4月1日現在)
(金額は平成22年度決算額)

平成22年度決算額 516億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

1 法定外普通税〔418億円(21件)〕

[都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	23.2	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	1.2	茨城県
核燃料物質等取扱税	15.1	青森県
臨時特例企業税 ^(*)	0.2	神奈川県
計	40.4億円	〈15件〉

[市区町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都) ^{(*)4} 、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.6	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	4	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)
計	1.4億円	〈7件〉

2 法定外目的税〔97億円(36件)〕

[都道府県]

産業廃棄物税等 ^{(*)2}	6.9	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	8.0億円	〈29件〉

[市区町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	1.2	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税 ^{(*)3}	0.06	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)
計	1.8億円	〈5件〉

*1 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収があるため掲載している。

*2 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*3 環境協力税は平成23年4月1日から渡嘉敷村においても施行。

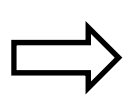
*4 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。

*5 端数処理のため、計が一致しない。

「中間取りまとめ」における整理1

○問題意識

- ・ 地域主権改革の理念を踏まえ、更なる見直しの検討が必要
- ・ 総務大臣による同意があるがために、地方団体における住民への説明責任が十分に果たされない、地方団体の責任回避につながっているとの指摘



- ・ 法定外税に関して地方団体がより自主性を発揮していくため
- ・ 地方団体が法定外税に関する責任をこれまで以上に果たしていくため

法定外税に係る関与の見直しを検討

※ 検討に当たって、現在の法定外税が、次のようなものになりがちであることに留意

- ・ 専ら他の地方団体の住民に負担を求めるもの
- ・ 特定少数の者に負担が偏るもの

○論点1 法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性

法定外税に係る国と地方の協議の意義を積極的に認める立場から、関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべきという意見が多く、本研究会としてはその方向で今後さらに議論を進めていきたい。

○論点2 「手続面の関与」について

① 地方税法に規定する関与（同意付き協議）の見直し （主な意見）

- ・ 同意不要（同意不要の協議、届出制）
- ・ 同意付き協議のままで一部見直し（付帯意見や条件付の同意）
- ・ 法定外税の性格によって関与の在り方を変える（例：小規模なものは届出）

② 事後的な是正措置

手続面の関与の縮小をした場合、これまで講じてこられなかった国からの事後的な是正措置を講じる必要があるのではないかという論点が生じる。

「中間取りまとめ」における整理 2

論点3 「要件面の関与」について

① 現在の不同意要件

(主な意見)

- ・ 法定外税が地方税法違反であるとする納税者が事後的に地方税法の条文を根拠にして条例による課税の違法を訴えることができるような、明確な法定要件を設定すべき。

② 要件の明確化

- ・ 現行の「著しく過重」、「重大な障害」、「適当でない」といった要件の内容をどう具体化、客観化していくか、特に「国の経済施策」に係る要件を明確化するに当たり、具体的にどのような形とすべきかといった課題がある。

③ 廃止すべき要件と新たな要件の追加

(主な意見)

- ・ 国税又は他の地方税と課税標準を同じくする法定外税についての住民の負担については、住民や議会のコントロールが働くものであり、過重な負担であるか否かについて国の判断を求める必要はない。
- ・ 一方で、専ら他の地方団体の住民に負担を求める法定外税など、国の判断を求める必要があると考えられるものについては要件として入っていない。
- ・ 特定の者に負担が著しく偏るというようなことは避けるための要件を設定すべき。
- ・ 法定外税の創設に至る各課税団体の事情を踏まえるべきとの観点から、他の地方団体の住民に対する課税を抑止するための要件設定は慎重に考えるべき。

「同意不要の協議」との意見に関して

検討のポイント

国地方係争処理委員会の審査対象が次のようになっていることをどう考えるか。

- ・ 同意付きの協議制 → 不同意
- ・ 同意不要の協議制 → 地方公共団体が協議の義務を果たしたか否か

○松本英昭『逐条地方自治法』（学陽書房、平成21年）

「 第一項は、協議の当事者である国の行政機関又は都道府県の機関と地方公共団体の双方に、誠実に協議を行い相当の期間内に協議が調うよう努めなければならない義務のあることを規定してものである。ただし、必ずしも、協議が調うことが必要とされるものではない。仮に、地方公共団体が自らの協議の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わない場合には、第二百五十条の十三第三項（又は第二百五十一条の三第三項）の規定に基づき、義務を果たしたかどうかについて国地方係争処理委員会（又は総務大臣）に対して、審査の申出をすること（又は審査に付することを求める旨の申出をすること）ができる。これにより、地方公共団体は、自らの義務を果たしたことを国地方係争処理委員会（又は自治紛争処理委員）によって確認されることが可能となるものである。」

「 協議の義務を果たしていることが前提となって地方公共団体が事後の行為・手続を進めることになるので、協議が調わないときに地方公共団体が協議の義務を果たしたか否かの判断を第三者機関に仰ぐことは、地方公共団体にとって大きな意味がある。そこで、「協議」についても審査の対象とされたものである。

なお、「協議」の相手方の「同意」を得べきこととされている場合（いわゆる「同意を要する協議」）には、「同意」を得られない限り事後の行為・手続を進めることができないので、「協議」の義務を果たしたかどうかを確認するだけでは意味がない。この場合には、本条第二項（「同意」とも「不同意」とも応答がない場合）又は本条第一項（「不同意」との応答があった場合）の適用があるものがある。」

地方自治法に基づく「是正の要求」について

<地方自治法第245条の5>

- ①各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- ②各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。
- ③前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。

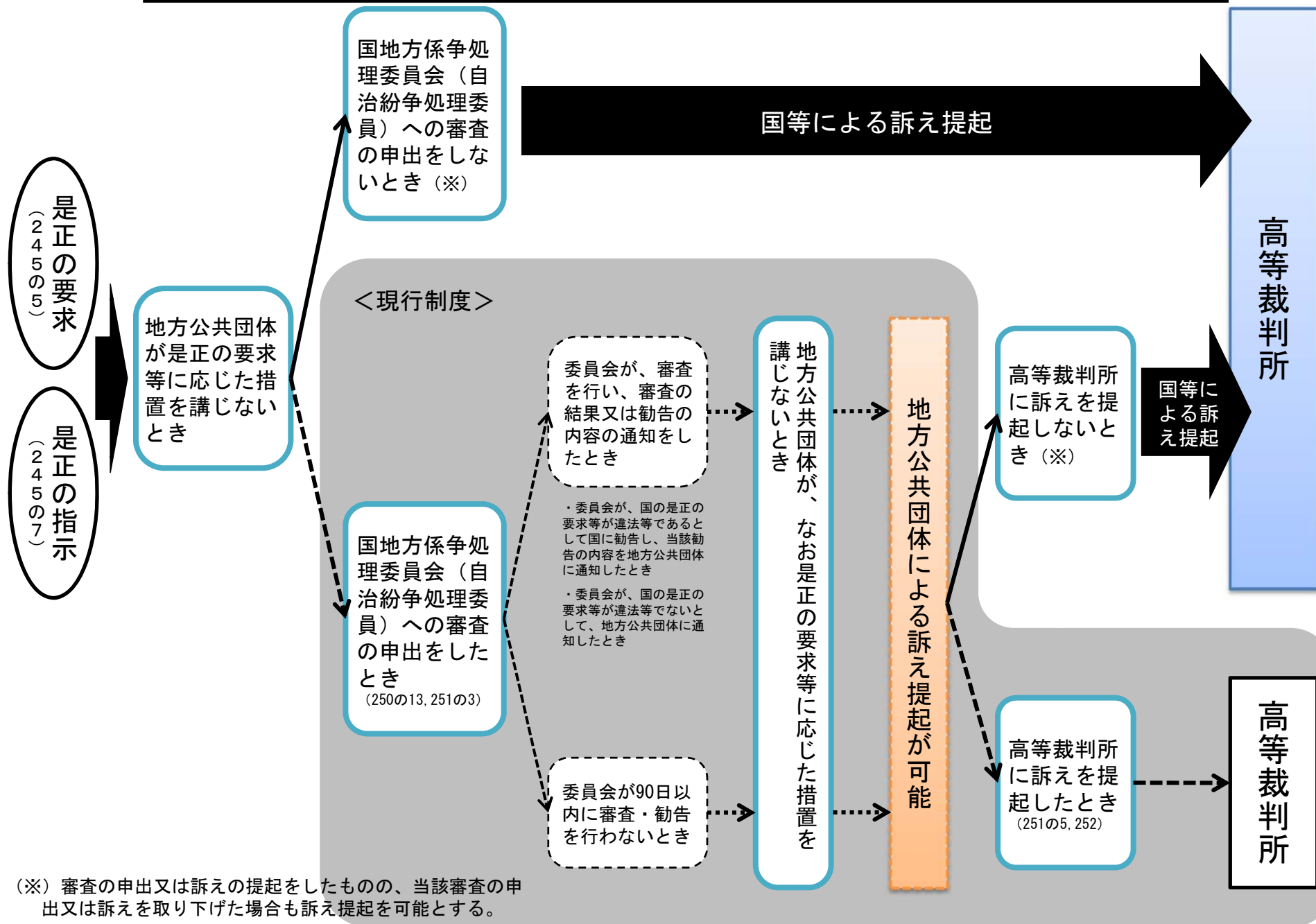
※ 現在国会に提出されている地方自治法改正案が成立した場合には、地方団体が是正の要求に応じた措置を行わず、国地方係争処理委員会への審査の申出を行わない場合には、国が違法確認訴訟を提起することが可能となる。

※ ただし、「是正の要求」は、具体の事務の処理が行われた後に行うことが出来ると解されており、条例が違法であるとの理由だけで行うことはできない。

(参考) 具体的な処分が行われる前に国が条例の取消し又は変更ができることとされていた例

- 「法定外独立税の報告制」(昭和23年～25年)においては、内閣総理大臣は地方税審議会に諮問し、当該審議会から条例の取消又は変更を要する旨の通知を受けたときは、これに基づいて、当該条例を取消し又は変更しなければならないこととされていた。

地方自治法改正により新設される「国等による訴えの提起」について



「付帯意見や条件付の同意」との意見に関して

検討のポイント

「協議」と「条件付同意」との関係をどのように考えるか。

＜参考＞地方分権一括法による改正前の地方税法

(自治大臣の許可)

第261条 自治大臣は、第259条の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る道府県法定外普通税について当該道府県にその税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする当該道府県の財政需要があることが明らかであるときは、これを許可しなければならない。但し、左に掲げる事由があると認める場合においては、その許可をすることができない。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、且つ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) 前2号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2 自治大臣は、前条の許可の申請について、その申請の趣旨に適合する範囲で条件を付け、又は変更を加えて許可をすることができる。

※ 平成11年の地方分権一括法による改正の際に、「事前協議は、両者の意思の合致に向けた努力を意味することから、変更を加えるという概念はなじまない」として、条件付き同意に係る規定が置かれなかった。

※ 他法令においても同意の際に条件を付することが出来るとしている例はない。

※ 平成11年の地方分権一括法による改正後は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言を行った例がある。

「法定外税の性格によって関与の在り方を変える」との意見に関して

検討のポイント

不同意要件と「同意付き協議」としないこととする条件の関係をどう考えるか。

- 平成16年度改正において、国の関与の縮減を図る観点から、既存の法定外税について、次の変更を行う場合には、納税者の税負担を軽減する方向での変更であることに鑑み、総務大臣への協議・同意の手続が不要とされた。
 - ・ 税率の引下げ
 - ・ 廃止
 - ・ 条例の規定が効力を有する期間（課税を行う期間）の短縮

<参考> 法定外税の税収額(平成22年度決算)

	1,000万円未満	1億円以下	1億円以上 10億円未満	10億円以上 100億円未満	100億円以上
道府県税	1 ・ 産業廃棄物税	7 ・ 産業廃棄物税 ・ 乗鞍環境保全税	24 ・ 核燃料税 ・ 産業廃棄物税	10 ・ 石油価格調整税 ・ 核燃料税等 ・ 宿泊税	1 ・ 核燃料物質等取扱税
市町村税	4 ・ 砂利採取税 ・ 環境協力税	4 ・ 歴史と文化の環境税 ・ 砂利採取税 ・ 環境協力税	5 ・ 別荘等所有税 ・ 使用済核燃料税 ・ 狭小住戸集合住宅税	1 ・ 環境未来税	0

※計数は団体数

3 法定税の法定任意税化 ・ 法定外税化の検討

論点

(平成23年度税制改正大綱：税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討します。)

- ① 課税団体が少ない法定任意税をどう考えるか。
- ② 課税団体が少なく、税収が僅少な法定任意税をどう考えるか。
- ③ 税収が僅少な法定税をどう考えるか。

	普通税				目的税						
	道府県税		市町村税		道府県税		市町村税				
法定税	道府県民税	47	39.0%	市町村民税	1,750	43.1%	狩猟税	47	0.0%		
	事業税	47	17.4%	固定資産税	1,728	44.2%		入湯税	979	0.1%	
	地方消費税	47	18.8%	軽自動車税	1,750	0.9%		事業所税	76	1.6%	
	不動産取得税	47	2.7%	市町村たばこ税	1,750	3.9%					
	道府県たばこ税	47	1.8%	鉱産税	190	0.0%					
	ゴルフ場利用税	47	0.4%	特別土地保有税 (課税停止中)							
	自動車取得税	47	1.4%								
	軽油引取税	47	6.5%								
	自動車税	47	11.5%								
	鉱区税	47	0.0%								
	法定任意税						水利地益税	0	-	都市計画税	656
									水利地益税	5	0.0%
									共同施設税	0	-
									宅地開発税	0	-
									国民健康保険税	1,512	-
法定外税	道府県法定外普通税		市町村法定外普通税		法定外目的税 (H12創設)						

※ 計数は、平成22年4月1日現在における課税団体数と平成22年度決算における都道府県税収、市町村税収に占めるシェア。

検討の視点

- 論点に掲げたような税目について、法定任意税とする、又は法定しないこととし、課税するかどうかやどのような内容の税とするか等を地方団体に委ねた場合、どのような影響があるか。
- また、検討にあたっては、法定任意税と法定外税の関係をどのように考えるか。さらに、税収確保という面の他に現行制度における課税の目的等をどのように考えるか。

(参考) 目的税の概要

○ 法定税

税目	創設年度	目的	課税団体 (H22)	税率	税収額 (H22決算)
狩猟税	H16	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため	47団体	一定税率	19億円
入湯税	S25	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため	979団体	150円を標準とする	223億円
事業所税	S50	都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため	76団体	一定税率	3,295億円

○ 法定任意税

税目	創設年度	目的	課税団体 (H22)	税率	税収額 (H22決算)
都市計画税	S31	都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため	656団体	制限税率 (0.3%)	12,555億円
水利地益税	S25	水利に関する事業、都市計画法に基いて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業の実施に要する費用に充てるため	5団体	任意	0.3億円
共同施設税	S25	共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設に要する費用に充てるため	0	任意	—
宅地開発税	S44	宅地開発に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設の整備に要する費用に充てるため	0	任意	—
国民健康保険税	S26	国民健康保険等に要する費用に充てるため	1,512団体	※	15,963億円

※ 税率の定めがなく、課税すべき総額を所得や被保険者数等に応じて按分して課税額を算出。

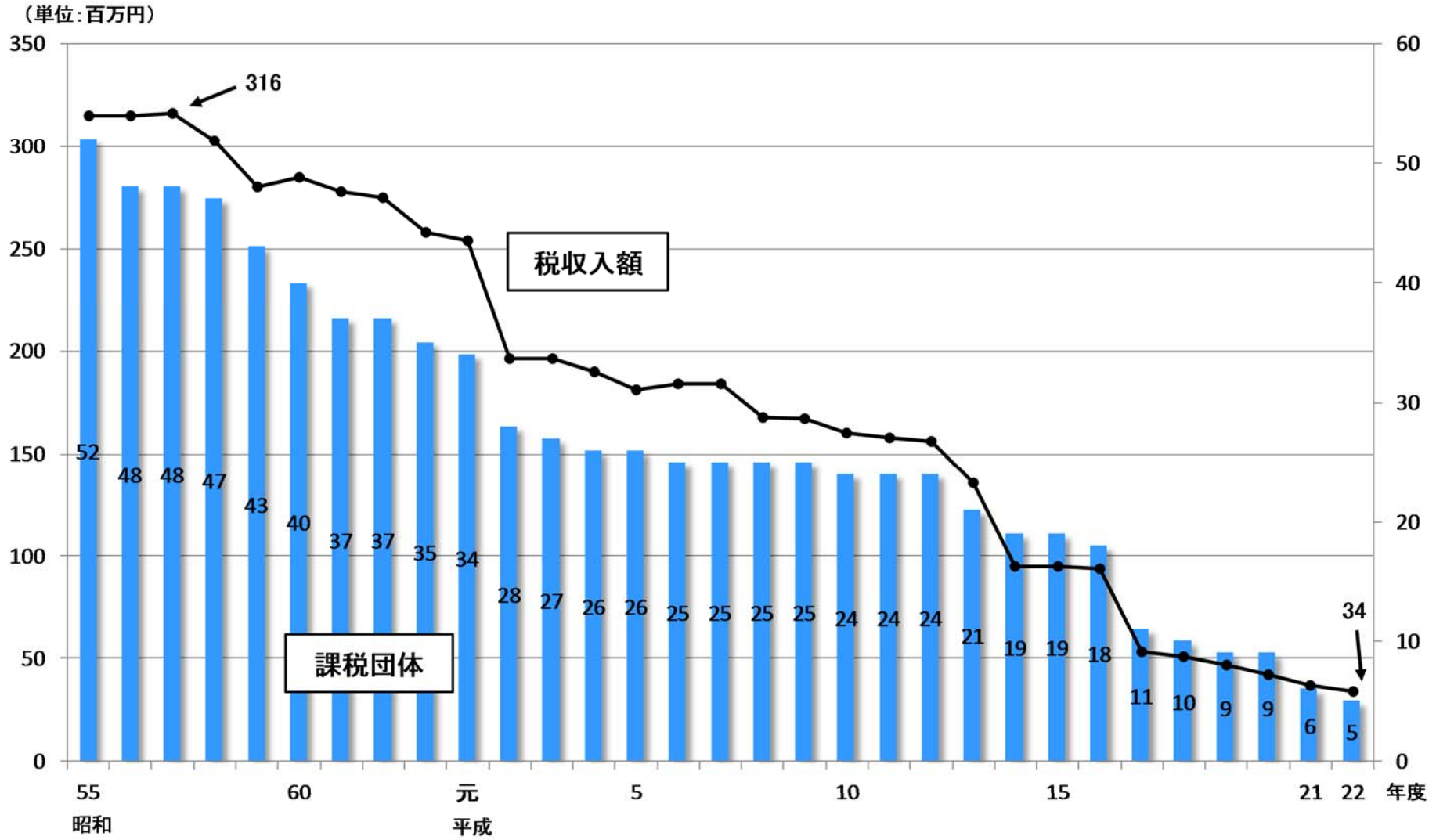
水利地益税の概要

1. 課税団体 都道府県又は市町村
(平成22年度課税団体数 5団体(市町村のみ))
2. 課税客体 水利に関する事業等により特に利益を受ける土地又は家屋
3. 納税義務者 水利に関する事業等により特に利益を受ける者
4. 課税標準 土地又は家屋の価格又は面積
5. 税 率 条例の定めるところによる
6. 徴収方法 条例の定めるところによる
7. 課税限度額 水利地益税の課税額(数年にわたって課する場合においては各年の課税額の総額)は、当該土地又は家屋が当該事業により特に受ける利益の限度をこえることができない
8. 用途 水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林道に関する事業等の実施に要する費用
9. 税収 3,404万円(平成22年度決算)(滞納繰越分を含む。)
10. その他 都市計画税を課する場合には、都市計画事業に充てるための水利地益税を課することができない

※水利に関する事業等の具体例

- ・水利に関する事業……用排水事業、溜池の新設、改築又は修築
- ・土地又は山林の利益となる事業……林道又は農道の新設又は改良
耕地の床締、客土、防潮、防水の施設
荒廃林地復旧事業、植林事業

水利地益税の税込及び課税団体数の推移



※税収入額は「地方税に関する参考計数資料」による。
 ※課税団体数は「市町村税徴収実績」による。

共同施設税の概要

1. 課税団体 市町村(昭和47年度以降課税団体なし)
2. 課税客体 共同施設により特に利益を受けた事実
3. 納税義務者 共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設により特に利益を受ける者
4. 課税標準 条例の定めるところによる
5. 税 率 条例の定めるところによる
6. 徴収方法 条例の定めるところによる
7. 課税限度額 共同施設税の課税額(数年にわたって課する場合においては、各年の課税額の総額)は、当該納税義務者が当該施設により特に受ける利益を超えることができない
8. 用途 共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設に要する費用
9. 税込 なし

宅地開発税の概要

1. 課税団体 宅地開発税創設(昭和44年度)以来、課税団体なし
2. 課税客体 市街化区域のうち条例で定める区域内で行われる宅地開発
3. 納税義務者 権原に基づき宅地開発を行う者
4. 課税標準 宅地開発に係る宅地の面積(公共の用に供される部分の面積を除く)
5. 税 率 宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める
(※平成11年度改正において、税率等の自治大臣への届出を廃止)
6. 徴収方法 市町村の条例による
7. 用途 宅地開発に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設(※)の整備に要する費用
8. 税収 なし
9. 免除 公共施設の整備計画において定められた公共施設又はその用に供する土地を市町村に無償で譲渡する場合 外

※ 宅地開発税の用途対象となる公共施設

- ・幅員12m未満の道路
- ・公共下水道以外の排水路
- ・敷地面積が0.5ヘクタール未満の公園、緑地又は広場

4 税率についての課税自主権の 拡大について

税率の種類

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種類	概要	税目	
		道府県税	市町村税
一定税率	地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税	自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税
標準税率	制限税率あり	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり		都市計画税
	制限税率なし	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他			入湯税

各税率の種類における規定例

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類に係る規定例は以下の通り

種類		規定例
一定税率		(地方消費税の税率) 第72条の83 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。
標準税率	制限税率あり	(法人税割の税率) 第314条の4 法人税割の標準税率は、百分十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。
	制限税率なし	(不動産取得税の税率) 第73条の15 不動産取得税の標準税率は、百分の四とする。
任意税率	制限税率あり	(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。
	制限税率なし	(宅地開発税) 第703条の3 (略) 2 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める。
その他		(入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

※ 規定例は全て地方税法

制限税率について

定義

- 制限税率とは「地方税法の定める税率以下の税率によらなければならないもの。」

主な改正経緯

	改正内容	制限税率の異動	
昭和25年	地方税法制定時に制限税率が設定されていた税目 【道府県税】 付加価値税（税制自体が施行されず） 【市町村税】 個人市町村民税（均等割、所得割）、法人市町村民税（均等割）、固定資産税（昭和26年から）、鉱産税、木材引取税		
昭和29年	固定資産税の制限税率強化	3.0%→2.5%（約1.88倍→約1.67倍）	強化
昭和34年	固定資産税の制限税率強化	2.5%→2.1%（約1.79倍→1.5倍）	
昭和50年	事業税に制限税率導入	標準税率の1.1倍	
昭和51年	自動車税・軽自動車税に制限税率導入	標準税率の1.2倍	
昭和52年	娯楽施設利用税に制限税率導入	標準税率の1.2倍	
昭和53年	都市計画税の制限税率緩和	0.2%→0.3%	緩和
昭和59年	法人市町村民税均等割の制限税率を統一	均等割額毎に設定（1.25倍～約1.69倍）→1.2倍	強化
平成10年	個人市町村民税の制限税率を廃止	廃止	緩和
平成16年	法人事業税の制限税率を緩和 固定資産税の制限税率を廃止	1.1倍→1.2倍 廃止	
平成18年	自動車税・軽自動車税の制限税率を緩和	1.2倍→1.5倍	

地域主権改革
地方分権改革

制限税率を設定している税目（道府県税）

税 目	制 限 税 率	備 考（改正経緯等）	税 収 (H22決算)	関係する国税
法人道府県民税 (法人税割)	6 % (標準税率5 %)	昭和29年に創設された税目。 創設以来、概ね標準税率の1.2倍に設定。	6,115億円	法人税
法人事業税	標準税率の1.2倍	昭和29年に創設された税目。創設時は、制限税率なし。 昭和49年 東京都が超過課税実施 昭和50年 制限税率導入（1.1倍） 平成16年 1.2倍に引上げ	2兆2,530億円	法人税
個人事業税	標準税率の1.1倍	昭和29年に創設された税目。創設時は、制限税率なし。 昭和50年 制限税率導入（1.1倍）	1,840億円	所得税
ゴルフ場利用税	1,200円 (標準税率800円)	平成元年 娯楽施設利用税を廃止し、創設。 制限税率は創設時から同じ。	546億円	—
自動車税	標準税率の1.5倍	昭和25年の地方税法制定時からの税目。 当時は制限税率なし。 昭和50年 広島県が超過課税実施 昭和51年 制限税率導入（1.2倍） 平成18年 1.5倍に引上げ	1兆6,155億円	自動車重量税

制限税率を設定している税目（市町村税）

税 目	制 限 税 率	備 考（改正経緯等）	税 収 (H22決算)	関係する国税
法人市町村民税 (均等割)	標準税率の1.2倍	昭和25年に創設された税目。創設時は1.67倍程度。 昭和59年から標準税率の1.2倍。	4,126億円	法人税
法人市町村民税 (法人税割)	14.7% (標準税率12.3%)	昭和26年に創設された税目。創設時は1.067倍程度。 翌年から概ね標準税率の1.2倍程度に設定。	1兆5,409億円	法人税
軽自動車税	標準税率の1.5倍	昭和33年に創設された税目。 昭和51年 制限税率導入（1.2倍） 平成18年 1.5倍に引上げ	1,776億円	自動車重量税
鉱産税	1.2% (標準税率1.0%)※	昭和25年の地方税法制定時からの税目。 制限税率は当時から同じ。	18億円	—
都市計画税	0.3%	昭和31年に創設された税目。当時は0.2% 昭和53年 0.3%に引上げ (都市施設の整備が喫緊の課題であり、下水等の財政需要が急激に増大しているため)	1兆2,555億円	—

※ 200万円/月以下の場合 0.9%（標準税率0.7%）（昭和37年より導入。）

(参考) 標準税率のみである税目の一覧

○ 道府県税

税 目	備考（改正経緯等）
個人道府県民税 （均等割）	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。
個人道府県民税 （所得割）	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。
法人道府県民税 （均等割）	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。
不動産取得税	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。
固定資産税 （道府県分）	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。

○ 市町村税

税 目	備考（改正経緯等）
個人市町村民税 （均等割）	昭和25年に創設された税目。当時は制限税率あり（1.25倍）。翌年以降、1.3倍程度で推移。 平成10年 制限税率の廃止。
個人市町村民税 （所得割）	昭和25年に創設された税目。当時は、課税方式が複数あったものの、それぞれ制限税率あり。 昭和39年に課税方式を統一。標準税率の1.5倍の制限税率を設定。 平成10年 制限税率の廃止。
固定資産税	昭和25年に創設された税目。昭和25年は一定税率（1.6%）。 昭和26年～昭和28年 標準税率1.6%、制限税率3.0% 昭和29年 標準税率1.5% 制限税率2.5% 昭和30年 標準税率1.4% 昭和34年 制限税率2.1% 平成16年 制限税率の廃止。

一定税率について

定義

- 一定税率とは、「地方税法の定める税率によらなければならないもの」。

一定税率を設定する理由

- 柴田護他『地方税総則』（良書普及会、昭和46年）58ページ

「一定税率（固定税率）とは、地方団体がよるべき税率を一定しているものをいい、（中略）その理由とするところは、鉱区税や狩猟免許税、入猟税については、これらは一の特権税であるから、課税団体を異にすることによって税率を異にする理由に乏しく、電気ガス税については、徴収上の困難排除と、経済界に与える打撃を防止するという理由により、また、自動車取得税および軽油引取税については、これらの税が流通税であることに着目したものである。」

- 衆議院地方行政委員会（昭和50年3月14日）政府委員答弁

（略）事業所税を一定税率として標準税率としなかった理由でございますが、これは、大都市に共通をいたします都市環境の整備に要します財政需要に応ずる、こういう考え方でございます。そうなりますと、大都市における行政サービスと企業活動の受益関係、これはおおむねどの都市においても同質のものであろうと考えられるわけでございます。なおかつ、この税が目的税というかっこうで設定をされておりますこともございまして、これは一定税率が適当である、こういう考え方をとったわけでございます。

- 参議院地方行政委員会（平成6年11月22日）自治大臣答弁

（略）この税の特殊性にかんがみまして、多段階の消費課税である地方消費税につきましては、前段階税額控除を行うという税の性格を持っておるわけございまして、そういう点では一定の税率とならざるを得ないと認識をしておるわけでございます。

一定税率を設定している税目

税 目		創 設	一 定 税 率	税 収 (H22決算)	関係する国税
道府県民税	利子割	昭和63年	5 %	1,502億円	所得税
	配当割	平成16年	5 % (平成25年12月31日までは3%)	581億円	所得税
	株式等譲渡 所得割		5 % (平成25年12月31日までは3%)	200億円	
地方消費税		平成7年	25 %	2兆6,419億円	消費税
道府県たばこ税		昭和29年	1,504円／1,000本	2,561億円	たばこ税
市町村たばこ税			4,618円／1,000本	7,876億円	たばこ特別税
自動車取得税		昭和43年	自家用自動車(軽自動車を除く) 5 % (当分の間の措置。本則3%) 営業用自動車及び軽自動車 3 %	1,916億円	自動車重量税
軽油引取税		昭和31年	32,100円／キロリットル (当分の間の措置。本則15,000円／キロリットル)	9,180億円	揮発油税
鉱区税		昭和25年	① 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 " " 年額400円 ② 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 ①の税率の3分の2 ③ 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに 年額200円 ただし、砂鉱区のうち河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円	4億円	—
狩猟税		昭和38年	5,500円、8,200円 11,000円、16,500円 (免許区分により税率が異なる。)	19億円	—
事業所税		昭和50年	資産割 600円／㎡ 従業者割 0.25%	3,295億円	—

標準税率について

定義

- 標準税率とは「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。」。

経緯

(1) 標準賦課率の法定（昭和23年度）

昭和23年度当時の旧地方税法（抄）

（標準賦課総額及び標準賦課率）

第11条 標準賦課総額又は標準賦課率を定める税目については、地方団体は、その財政上特別の必要があると認める場合を除く外、その標準賦課総額又は標準賦課率をこえて課税してはならない。

「地方税法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」（抄）

（昭和23年7月7日付け地財委発第299号 各都道府県知事あて地方財政委員会事務局長通達）

第一 一般的事項

一四 賦課率の標準を定める税目にあつては、可及的にその標準により賦課率を定むべきでものあること。

(2) シャウプ勧告（昭和24年度）（抄）

<税率設定>

○「特定の地方税の正確な税率は中央政府が決定すべきものではない。ここに勧告する計画のもとにあっては、住民税の所得要素を除けば、地方税は国税からは大体独立しているから、地方当局が、同一の課税標準のことで中央政府と争うことがなく、国の歳入を脅威することが少ないであろう。各地方は住民の加える圧力があるから、またその地域内から企業と富とを追い出したくないと思うが故に、他地方の租税とは並外れた租税を起こすことを差し控えるであろう。」

○「交付金を受ける資格を得るために、地方当局は少なくとも標準必要額に相当する額（交付金を含めて）を適当な能率をもって費消し、最低限度の地方行政をしなければならない。また、少なくとも標準租税を標準税率で課税して得られるだけの歳入額を上げて、地方費用の公正な負担分を引き受けなければならない。

これら2つの制限以外には、地方当局はいかなる種類の地方行政作用をどれだけするか、どんな租税をどの程度課税するかを全く自由に決定できる」

<平衡交付金との関係>

○「平衡交付金は各地方毎に別個に計算すべきものである。それは(A)当該地方における一定標準税率による地方税予想収入額と(B)地方行政に必要な最低経費との差額を埋め合わせるべきものである。」

○「各地方に交付される金額は、・・・（略）・・・利用しうる税の適当な標準税率による歳入額として表される予想財源を控除したものであろう。」

(3) 標準税率の法定（昭和25年度）

○ 規定

昭和25年度当時の地方税法（抄）

（用語）

第1条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上の特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、地方財政委員会が地方財政平衡交付金の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

※ 昭和27年度における地方交付税の導入に際して、「地方平衡交付金」が「地方交付税」に改められている

(4) 条件の弾力化（平成16年度改正）

- 「その財政上特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」から「その財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」と改正。

地方税法（抄）

（用語）

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五 標準税率 地方団体が課税場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

超過課税の現状について

ア 超過課税実施団体数（平成22年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	30団体	〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
所得割	1団体	〔神奈川県〕
法人均等割	30団体	〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
法人税割	46団体	〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税> 8団体 〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

<自動車税> 1団体 〔東京都〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	3団体	〔北海道夕張市、神奈川県横浜市、宮崎県宮崎市〕
所得割	2団体	〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕
法人均等割	404団体	
法人税割	1,003団体	

<固定資産税> 162団体

<軽自動車税> 33団体 〔北海道〕函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町〔青森県〕鱒ヶ沢町〔山梨県〕早川町〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市〔香川県〕高松市〔高知県〕高知市、須崎市〔福岡県〕大牟田市

<鉦産税> 34団体

<入湯税> 2団体 〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

イ 超過課税の規模（平成22年度決算）

道府県税(団体数)			
道府県民税	個人均等割	(30団体)	174.7億円
	所得割	(1団体)	24.7億円
	法人均等割	(30団体)	89.8億円
	法人税割	(46団体)	824.0億円
法人事業税		(8団体)	977.0億円
自動車税		(1団体)	8百万円
道府県税計			2,090.4億円
市町村税(団体数(注))			
市町村民税	個人均等割	(3団体)	16.9億円
	所得割	(2団体)	0.7億円
	法人均等割	(404団体)	153.1億円
	法人税割	(1,003団体)	2,036.8億円
固定資産税		(162団体)	371.9億円
軽自動車税		(33団体)	7.2億円
鉦産税		(34団体)	9百万円
入湯税		(2団体)	23百万円
市町村税計			2,586.9億円
超過課税合計			4,677.3億円

※ 地方税収に占める割合 1.36%

※ 地方法人二税の占める割合:87.2%

標準税率未満での課税の現状について

団体名	税 目	実施年度	内 容
愛知県 名古屋市	個 人 市民税	H24年度 課税分から (注1)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,800円(税率5%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.7% (税率5%引下げ)
	法 人 住民税		《均等割》 9段階に区分されている税率を、それぞれ5%引下げ 例) 資本金1,000万円以下かつ従業員数50人以下の法人の例 50,000円 → 47,500円
愛知県 半田市	個 人 市民税	H22年度 課税分のみ (注2)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
埼玉県 北本市	個 人 市民税	H23年度 課税分のみ (注3)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)
愛知県 大治町	個人 町民税	H23年度 課税分のみ (注4)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
沖縄県 金武町	個 人 町民税	H24年度 課税分から	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)

(注1) 名古屋市は過去、平成22年度に限り個人市民税及び法人住民税の10%減税を実施。

(注2) 半田市は交付団体となったことから、平成23年度以降の減税は実施していない。

(注3) 北本市は平成24年度以降は都市計画税の税率を0.25%から0.2%に引き下げることとし、個人市民税の減税を継続しないこととした。

(注4) 大治町は防災対策を優先するため、個人町民税の減税を継続しないこととした。

標準税率未満で課税を行った場合の財政上の措置(現状)

○ 協議制（平成18年度以降）

標準税率未満で課税を行う団体については、総務大臣又は都道府県知事の許可を受ければ建設地方債を起すことができる。

地方財政法（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

平成24年度 地方債同意等基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

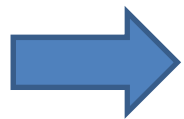
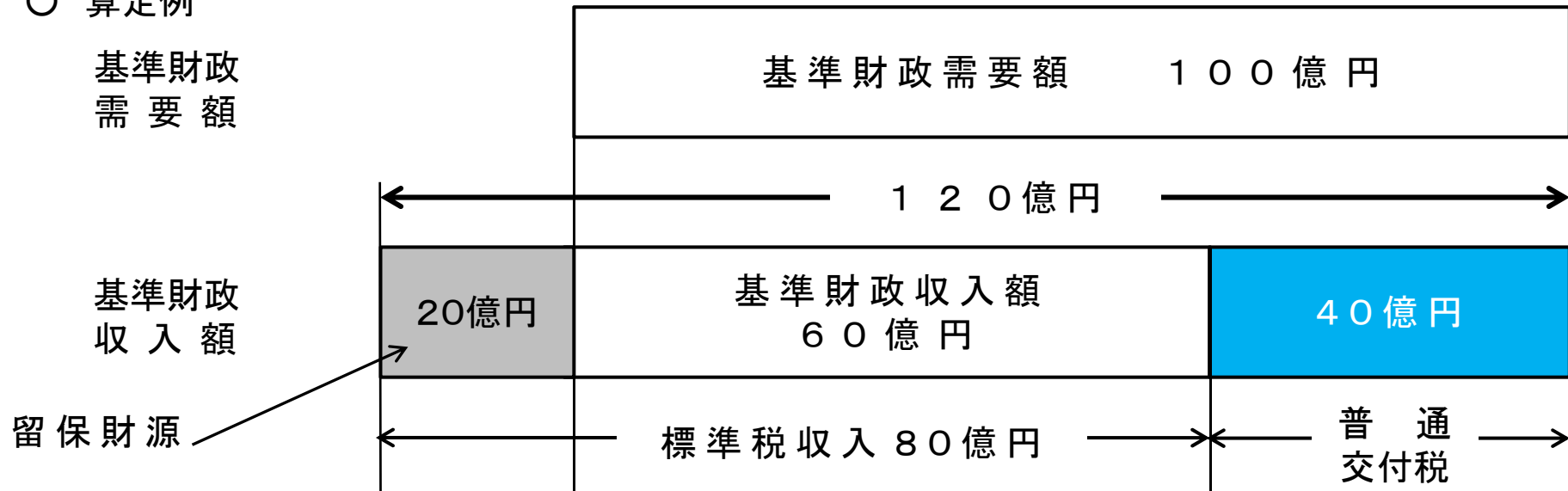
世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

標準税率と普通交付税の関係

普通交付税は、標準的な財政需要（基準財政需要額）が標準的な財政収入（基準財政収入額）を超える団体に対して交付。

基準財政収入額は、標準税率又は一定税率をもって算定。

- 基準財政需要額＝各項目における単価（単位費用）× 測定単位 × 補正係数
- 基準財政収入額＝標準的な地方税収入見込額 × 75%（譲与税については100%）
〔＝基準税率（標準税率又は一定税率の75%に相当する率）で算定〕
- 算定例



標準税率で算定することから、超過課税や標準税率未満で課税をしても、基準財政収入額や普通交付税額は変動しない。

標準税率と普通交付税の関係(関係規定)

地方税法(抄)

(用語)

第一条

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

地方交付税法(抄)

(基準財政収入額の算定方法)

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額～(中略)～の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額～(中略)～の合算額とする。

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率～(中略)～、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率～(中略)～とする。

5 税務執行面における 地方団体の責任

税務調査

- 地方税法上、地方団体の徴税吏員は、各税目ごとに定める質問検査権に基づき、納税義務者等に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査することができることとされており、各地方団体が独自に調査を実施。
(地方税における税務調査については、地域主権改革の観点に立つべきこと及び地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であることなどに留意が必要。)

- 例えば個人住民税では、市町村において次のような調査を実施。
 - 扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査
 - 原稿料・講演料等の支払調書の調査
 - 給与支払報告書未提出事業所に対する聴き取り・実地調査
 - 住民税申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査

地方税の滞納発生状況

- 地方税はそのほとんどが年度内に収納されており、平成22年度の滞納発生割合（金額ベース）は1.7%である。

税目別滞納発生割合（平成22年度）

（単位：億円、%）

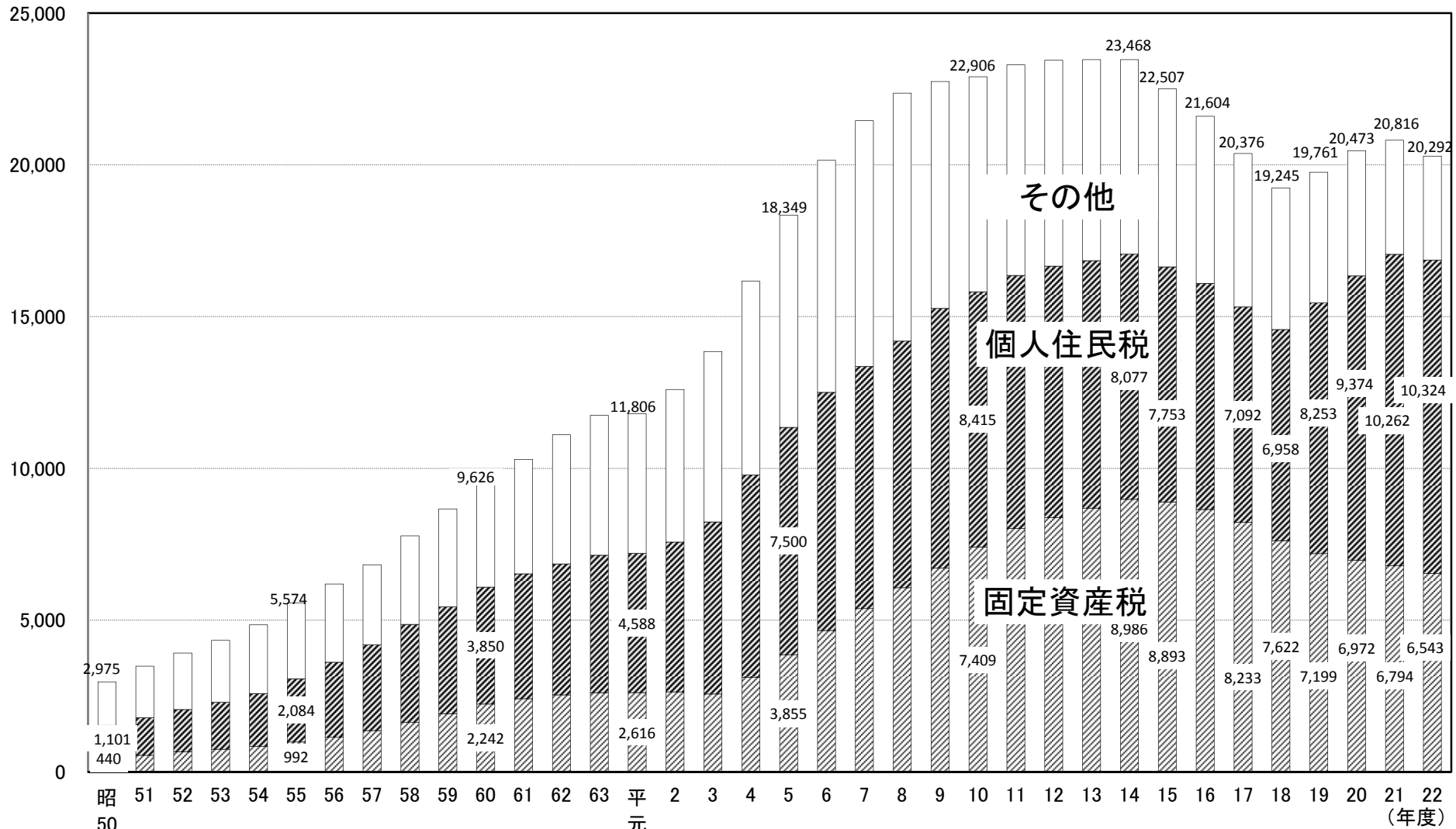
	調定額累計 (a)	新規発生滞納額 (b)	滞納発生割合 (b) / (a)
道府県税			
道府県民税 所得割	44,421	1,156	2.6%
道府県民税 法人税割	6,114	18	0.3%
個人事業税	1,840	34	1.8%
法人事業税	22,531	63	0.3%
不動産取得税	3,817	144	3.8%
自動車税	16,177	181	1.1%
道府県税 合計	114,196	1,766	1.5%
市町村税			
市町村民税 所得割	66,513	1,587	2.4%
市町村民税 法人税割	15,425	66	0.4%
固定資産税	89,960	1,597	1.8%
軽自動車税	1,796	57	3.2%
都市計画税	12,589	212	1.7%
市町村税 合計	203,717	3,635	1.8%
地方税計	317,913	5,401	1.7%

（注）新規発生滞納額：平成22年度末における調定済額（現年分）から収入済額（現年分）を控除した額。

徴収の現状(地方税滞納の推移)

- 地方税の滞納金額は平成19年度以降増加していたが、平成22年度は減少。平成19年度の税源移譲後、個人住民税の滞納額の増加が顕著。

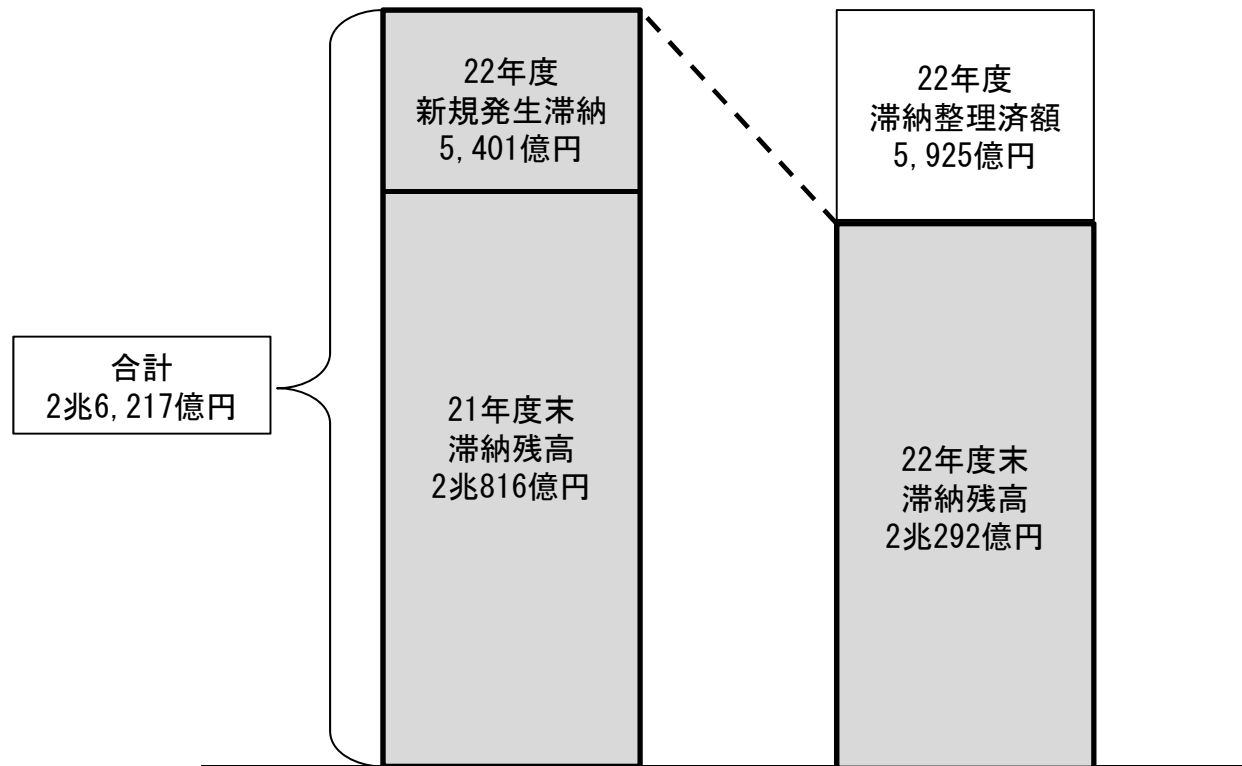
(億円)



- (注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。
 2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

滞納整理について(滞納整理の状況)

- 平成22年度において、新たに5,401億円の新規滞納が発生する一方、5,925億円の滞納整理を実施した結果、年度末における滞納残高は2兆292億円となっている。



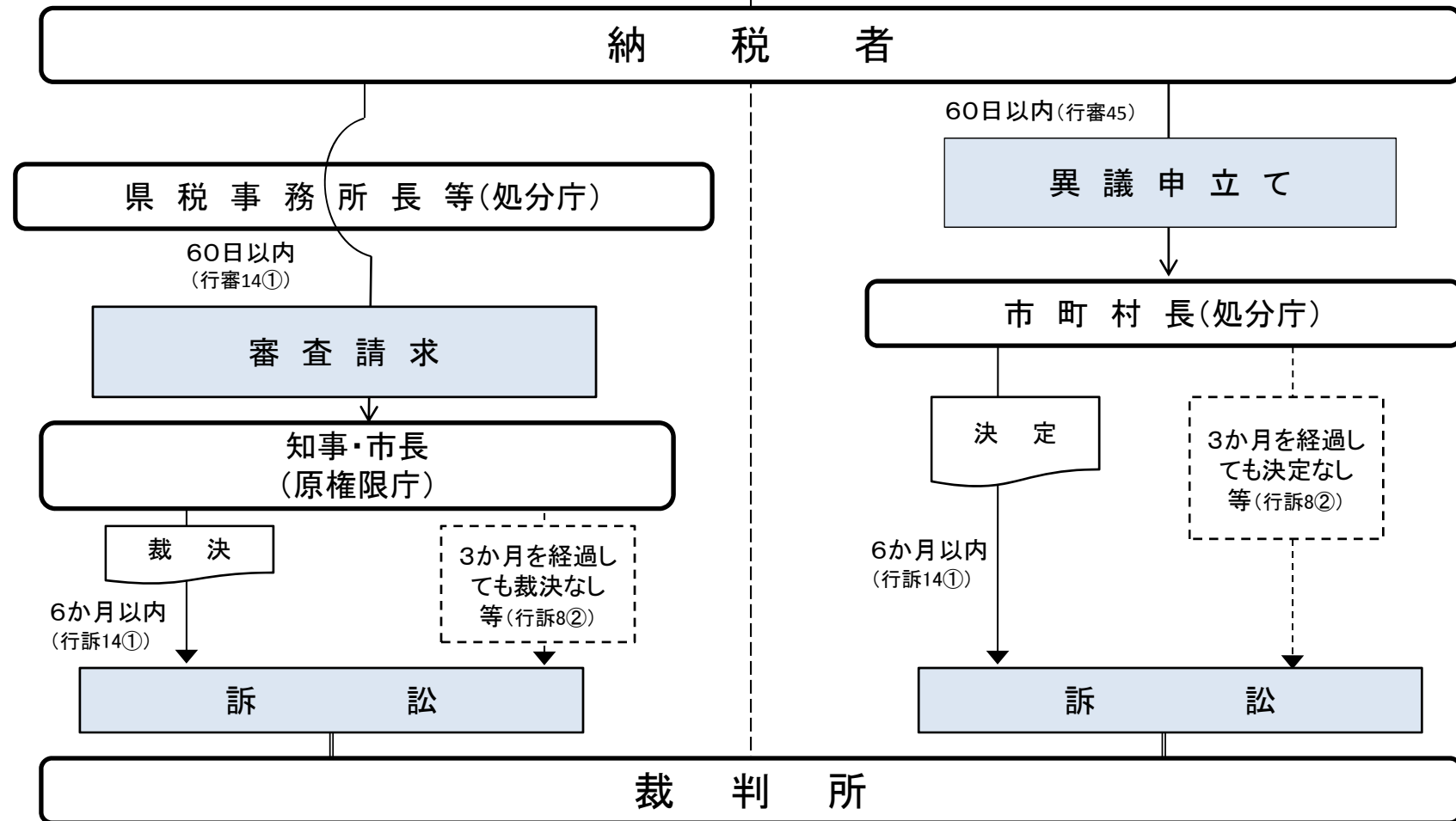
- (注)1 滞納残高は、各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。
2 新規発生滞納額は、平成22年度末における調定済額(現年分)から収入済額(現年分)を控除した額。

地方税に関する不服申立制度について

○ 地方税の不服申立手続においては、原則として行政不服審査法に定めるところにより行われるが、処分の大量性、争いの特殊性から、原則として「異議申立て」又は「審査請求」の手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。

県税事務所等に処分権限が委任されている場合
例：都道府県・政令指定都市

処分権限が委任されていない場合
例：一般的な市町村



※固定資産の価格に関する納税義務者の不服については固定資産評価審査委員会において処理

固定資産税の価格に関する審査申出

固定資産の価格に関する不服については、固定資産の評価の客観的合理性を担保する必要があるとともに、評価が専門的知識を必要とし、技術的な面も多いことなどを踏まえ、市町村長から独立した中立的・専門的な機関として固定資産評価審査委員会を設置し、審査決定させている。

価格に不服のある納税者が固定資産評価審査委員会に審査の申出

固定資産評価審査委員会において審査申出内容の審査・決定

市町村長

納税者の申出が認容された場合、固定資産評価審査委員会の決定に基づき、価格を修正。

納税者

固定資産評価審査委員会の決定に不服がある納税者は、裁判所にその決定の取消の訴えを提起可能。

※30日を経過しても委員会の決定がない場合、審査の申出が却下されたとみなされる。

平成23年度税制改正大綱(抄)

第3章 平成23年度税制改正

1. 納税環境整備

(5) 地方税に関する税務調査手続等の見直し

[地方税]

① 税務調査手続

イ 総務省が行う調査手続

地方税に関する総務省が行う調査手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

ロ 地方自治体が行う調査手続

地方税に関する調査の事前通知、調査終了時の手続については、地域主権改革の観点に立つべきこと及び地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であることなどを踏まえ、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

ハ 上記イ及びロ共通

その他国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

② 更正の請求

イ 納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化の観点から、

(イ) 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間(現行1年)を5年に延長します。

(ロ) 併せて、課税庁が増額更正できる期間(現行3年のもの)を5年に延長します。

これにより、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間を全て一致させることとします。

(注) 脱税の場合の課税庁による増額更正期間(現行7年)は、現行どおり存置します。

ロ 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合を処罰する規定を設けることとします。法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とします。

ハ その他国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

③ 理由附記

イ 総務大臣が行う処分に関する手続

地方税に関する総務大臣が行う処分に関する手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

ロ 地方自治体が行う処分に関する手続

地方税に関する地方自治体が行う処分に関する手続については、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

④ 国税における「納税者権利憲章」の策定を踏まえた対応

地域主権改革の観点を踏まえ、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

⑤ その他所要の措置を講じます。